

国立市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知に関する要綱

(目 的)

第 1 条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号。以下「法」という。）又は戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号）の規定に基づき、住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録をした者に対し、その交付の事実を通知すること（以下「本人通知」という。）により、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による権利侵害を防止することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 次のいずれかであって、法第 7 条第 5 号に規定する事項が記載されたもの

ア 法第 1 2 条又は法第 1 2 条の 3 の規定により交付される住民票の写し又は住民票記載事項証明書

イ 法第 1 5 条の 4 の規定により交付される除票の写し又は除票記載事項証明書

(2) 法第 2 0 条の規定により交付される戸籍の附票の写し又は法第 2 1 条の 3 の規定により交付される戸籍の附票の除票の写し

(3) 戸籍法第 1 0 条（同法第 1 2 条の 2 において準用する場合を含む。）又は同法第 1 0 条の 2（第 2 項を除く。）（同法第 1 2 条の 2 において準用する場合を含む。）の規定により交付される戸籍謄本等若しくは除籍謄本等又は同法第 1 2 0 条第 1 項に規定する戸籍証明書若しくは除籍証明書

2 この要綱において「第三者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 法第 1 2 条第 1 項、法第 1 5 条の 4 第 1 項、法第 2 0 条第 1 項又は法第 2 1 条の 3 第 1 項の規定により住民票の写し等の交付を請求する者の代理人

(2) 法第 1 2 条の 3、法第 1 5 条の 4（第 1 項及び第 2 項を除く。）、法第 2 0 条（第 1 項及び第 2 項を除く。）又は法第 2 1 条の 3（第 1 項

及び第2項を除く。)の規定により住民票の写し等が必要である旨の申出をする者

(3) 戸籍法第10条第1項(同法第12条の2において準用する場合を含む。)の規定により住民票の写し等の交付を請求する者の代理人

(4) 戸籍法第10条の2(第2項を除く。)(同法第12条の2において準用する場合を含む。)の規定により住民票の写し等の交付を請求する者

(登録の対象者)

第3条 この要綱による登録(以下単に「登録」という。)の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 法の規定により市の住民基本台帳又は戸籍の附票に記載され、又は記録されている者(法第15条の2第1項に規定する除票又は法第21条第1項に規定する戸籍の附票の除票に記載され、又は記録されている者を含む。)

(2) 戸籍法の規定により市が編製し、又は調製した戸籍(除かれた戸籍を含む。)に記載され、又は記録されている者

2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失踪の宣告を受けた者は、登録の対象としない。

(登録の申請)

第4条 登録の対象となる者のうち登録を希望する者(以下この条において「登録希望者」という。)は、国立市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知登録申請書(第1号様式)を市長に提出して申請しなければならない。

2 前項の規定による申請に当たっては、登録希望者は、本人による申請であることを証明するため、次の各号のいずれかの書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 個人番号カード

(2) 住民基本台帳カード(本人の顔写真が貼付されたものに限る。)

(3) 旅券

(4) 自動車運転免許証

(5) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書(本人の顔写真が貼付されたものに限る。)

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

3 第1項の規定による申請を代理人により行おうとするときは、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類。ただし、当該書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができる場合は、これを省略することができる。

(2) 法定代理人以外の代理人 登録希望者の自署による委任状

4 登録希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により、第1項の規定による申請をすることができる。

(1) 疾病その他やむを得ない理由により直接窓口で申請をすることができないとき。

(2) 国立市以外の市区町村に居住しているとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が適当と認めるとき。

(登録)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請をした者を名簿に登録するものとする。

(登録の変更等)

第6条 前条の名簿に登録された者（以下「登録者」という。）は、氏名、住所、本籍その他登録をした内容に変更が生じたとき又は登録を廃止しようとするときは、国立市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知登録（変更・廃止）届出書（第2号様式）により、市長に届け出なければならない。

2 第4条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による届出について準用する。

(本人通知)

第7条 市長は、第5条の名簿に登録した日の翌日（翌日が国立市の休日を定める条例（平成3年6月国立市条例第17号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、当該市の休日の翌日）以後に第三者からの請

求又は申出により、登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、当該登録者にその旨を通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法第12条の3第2項又は法第20条第4項の規定による申出（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第15条の2に掲げる業務に係るものに限る。）により交付したとき。

(2) 戸籍法第10条の2第4項又は第5項（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定による請求により交付したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特別の事情があると認めるとき。

2 前項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した通知書により行うものとする。

(1) 住民票の写し等の交付年月日

(2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数又は件数

(3) 住民票の写し等の交付を請求した者又は住民票の写し等が必要である旨の申出をした者の種別

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める事項
(登録の廃止)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を廃止するものとする。

(1) 第6条第1項の規定による変更の届出を怠ったことにより、前条第1項の規定による通知が返戻されたとき。

(2) 第6条第1項の規定による廃止の届出があったとき。

(3) 保存期間の経過により登録者の住民票の写し等を交付することができなくなったとき。

(4) 登録者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたとき。

(5) 法第8条の規定により登録者の住民票が職権で消除されたとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に登録を廃止する必要があると認めたとき。

(委 任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。